

加工デンプンに関する追加資料 (SCF における評価)

欧州食品化学委員会（SCF）では、1976 年から 1995 年まで合計 4 回にわたり加工デンプンの評価を行い、最終的に 11 品目の加工デンプンをグループ B に入れることとし、ADI を設定する必要はないと評価している。以下、各会合における評価の概要は以下のとおり。

1. 第 2 回会合報告書（1976）

加工デンプンをグループ A、B、C の 3 つに分類した。

グループ A：特に制限なく使用できる。

グループ B：1980 年末までは暫定的に使用できるが、乳幼児向け食品への使用量は 3.5%以下（技術的に必要な場合は 5%）に制限すべきである。

〔アセチル化アジピン酸架橋デンプン、アセチル化リン酸架橋デンプン、酢酸デンプン、酸化デンプン、リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン、リン酸化デンプン、リン酸架橋デンプン〕

グループ C：乳幼児向け食品には使用すべきでない。それ以外の食品には 1980 年末までは暫定的に acceptable であるが、クロロヒドリンは 1 mg/kg とする。

〔ヒドロキシプロピルデンプン、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン 等〕

2. 第 13 回会合報告書（1982）

腎の石灰沈着（PN）はデンプンの置換度及び最初に暴露された動物の週齢とともに明らかに増加した。ラットは PN の発現に特に感受性の高い種で、マウスでは非常にまれで、ハムスターでは発現しない。上部腸管で炭水化物は緩やかに分解し、下部腸管で吸収できる分解物を生成する。これがカルシウムの吸収増加につながる。この所見はラットに特有であり、ヒトにおける加工デンプンの安全性評価にはほとんど関係がないと考えられる。

以上の理由から、グループ B の加工デンプンは acceptable であるとした。また、これらの加工デンプンは食事のエネルギーバランスにも貢献しているため、現在の使用レベルでは ADI を設定する必要がないとした。

エピクロロヒドリン処理したデンプンは、その発がん性のため、使用すべきではない。

乳幼児向け食品に関して、グループ B の加工デンプンは、乳幼児及び小児向けの食品には 5%以下であれば使用できるとした。しかし、プロピレンオキシド処

理したデンプンについては、乳児及び小児向け食品に使用すべきでないことを再確認した。

ただし、グループ C のうち、プロピレンオキシド処理したデンプン（ヒドロキシプロピルデンプン、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン）はグループ B に移し、クロロヒドリンの残留量を 0.1%以下とした。

3. 第 32 回会合報告書（1994）

オクテニルコハク酸デンプンナトリウムについて、ラットにおける短期、90 日間及び長期投与試験、ラットにおける栄養価利用能に関するデータ、変異原性試験及び *in vitro* 酵素消化試験データを評価した。本加工デンプンの食品への使用は acceptable とし、グループ B に入れることとした。乳幼児及び小児向け食品については 5%以下の濃度で使用すべきであるとし、それ以外の食品には特に制限なく使用できるとした。

4. 第 36 回会合報告書（1995）

アセチル化酸化デンプン（AOS）のラット 13 週間混餌投与試験（0%、5%、10%、30%）について評価し、本試験の NOEL を 10%投与群とした。AOS 投与に関連した有害影響認められず、グループ B に入れることとし、現在の使用レベルでは ADI を設定する必要はないと評価した。

※EU における添加物リストへの追加

アセチル化酸化デンプンを除く 10 品目：指令第 95/2/EC（1995.2.20）

アセチル化酸化デンプン：指令第 98/72/EC（1998.10.15）